

# 資源物の持ち去り禁止

「厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」で定めています。

市及び市長が指定する者以外の者は、ごみ集積所に排出された資源物を持ち去ることができません。

市長は、持ち去り行為を行わないように命ずることができます。

命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処される場合があります。

市民の皆様へ

- 1 持ち去り行為を見かけた場合には、情報提供（日時・場所・車両ナンバーなど）をお願いします。
- 2 収集日の前日や収集後に資源とごみを出さないようご協力をお願いします。

厚木市役所環境事業課 046-225-2780(直通)